

(3) 特別児童扶養手当

■ 概要

精神、知的又は身体に障がいのあるお子さんを監護している方に、手当を支給し、お子さんの福祉の増進をはかるための制度です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

※ この手当と児童扶養手当を併給されている方は、児童扶養手当の支給期間が20歳まで延長されます。

■ 対象者

次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんを監護する父母または養育者

- ・ 身体・知的・精神に中程度以上の障がいがあり、日常生活に著しい制限がある
- ・ 長期にわたる安静を必要とする病状にあたり、日常生活に著しい制限がある

<対象にならない方>

- ・ 児童及び父母又は養育者が日本に住んでいないとき
- ・ 児童が障がいを理由とする年金などを受けられることができるとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）

■ 支給内容

令和5年4月から

1級（重度）：月額53,700円 2級（中度）：月額35,760円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 4月、8月、11月に4か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(4) 児童扶養手当

■ 概要

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、お子さんが健やかに育つために役立てていただくよう支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

次のいずれかの条件に当てはまるお子さんを監護している母、父または養育者

- ・ 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消したお子さん
- ・ 父または母が死亡したお子さん
- ・ 父または母が一定の障がいの状態にあるお子さん
- ・ 父または母の生死が明らかでないお子さん
- ・ 父または母から1年以上遺棄されているお子さん
- ・ 父または母が裁判所からのDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けたお子さん
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されているお子さん
- ・ 婚姻によらないで生まれたお子さん
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明であるお子さん

■ 支給内容

所得や対象となるお子さんの人数によって支給額が異なります。

お子さん1人の場合

月額10,410円（一部支給）から月額44,140円（全部支給）

- ・ 公的年金等の受給がある場合、この限りではありません。
- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ お子さんが18歳になる年の年度末まで（法令で定める障がいの状態にある場合は20歳に達する日の前日まで）支給

■ 問合せ先

こども福祉課 tel 0299-90-1205（直通） fax 0299-95-6280

(5) 特別障害者手当

■ 概要

精神又は身体に著しい障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対して福祉の向上を図ることを目的に支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方

<対象にならない方>

- ・ 福祉施設等に入所している方
- ・ 病院等に3か月を越えて入院している方

■ 支給内容

令和5年4月から

月額27,980円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 2・5・8・11月に3か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(6) 障害児福祉手当

■ 概要

精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに対して福祉の向上を図ることを目的に支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の方

<対象にならない方>

- ・ 福祉施設等に入所している方